

「福岡県認知機能低下の早期発見・早期予防推進事業に係る普及啓発業務」 委託契約に係る企画提案公募実施要領

令和8年度に実施する「福岡県認知機能低下の早期発見・早期予防推進事業に係る普及啓発業務」委託契約に係る事業者の選定に当たり、この要領に基づき企画提案公募を行う。

1 事業目的

認知機能低下の早期発見・早期予防の重要性等を啓発するため、県民向け講演会の開催や啓発資材の制作を行うとともに、市町村職員等向け研修会を開催することで、市町村における早期発見・早期予防の取組の実施を促す。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名：福岡県認知機能低下の早期発見・早期予防推進事業に係る普及啓発業務
- (2) 業務内容：業務委託仕様書のとおり
- (3) 予算規模：7,535千円以内（消費税及び地方消費税を含む）
※この金額は、予定価格ではなく、委託業務全体の規模を提示するものである
- (4) 委託期間：契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 企画提案公募参加資格

- (1) 委託業務に係るノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しないこと。
- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）、会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手續がなされていないこと。
- (6) 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 共同で事業を実施することを想定している場合は、JV結成届（参考様式）など複数社が一体として実施することを証明する書面を提出すること。

4 企画提案公募スケジュール

- (1) 企画提案公募の開始 令和8年3月25日（水）
- (2) 企画提案参加申込書の提出期限 令和8年4月 2日（木）17時まで

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| (3) 質問票の受付期限 | 令和8年4月 2日(木) 17時まで |
| (4) 質問票に対する回答の掲載 | 令和8年4月 6日(月) |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和8年4月13日(月) 15時まで |
| (6) 選定委員会(プレゼンテーション) | 令和8年4月16日(木) 17時～(予定) |
| (7) 選定結果の通知 | 令和8年4月下旬予定 |
- ※福岡県財務規則第159条の規定に準じ、委託業者の決定通知の日から原則7日以内(県の休日を除く。)に締結する。

5 企画提案公募への参加申込

- (1) 受付期間
令和8年4月2日(木) 17時まで
- (2) 提出方法
「12 企画提案書等提出先及び問合せ先」の電子メールアドレス宛に、企画提案公募参加申込書(様式第1号)を送信すること。
※必ず電話にて受信を確認すること。

6 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間
募集開始～4月2日(木) 17時まで
- (2) 提出方法
「12 企画提案書等提出先及び問合せ先」の電子メールアドレス宛に、質問票(様式第2号)を電子ファイルで提出すること。
※必ず電話にて受信を確認すること。
※電話や口頭による質問、受付期間外の質問は受け付けない。
- (3) 回答
回答は、令和8年4月6日(月)から企画提案書の受付までの間、福岡県庁ホームページに掲載する。
ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わる場合は、質問者に対して個別に回答する。

※ なお、企画提案公募説明会については開催しない。

7 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
企画提案公募に参加する事業者は、以下の書類を期限内に提出すること。
ア 企画提案書(原本) : 10部(様式任意(A4サイズ))
イ 企画提案書(電子データ) : PDF形式

※記載内容については、「8 企画提案書の記載内容」を参照

(2) 提出期限

令和8年4月13日(月)15時必着

※提出期限を過ぎたものは、受付不可。

(3) 提出方法

「12 企画提案書等提出先及び問合せ先」へ原本を持参又は郵送(簡易書留等、送付履歴が分かる方法)するとともに、電子データをメールで送付すること。

※必ず電話にて受信を確認すること。

※容量が10MBを超える場合は、分割して送付すること。

8 企画提案書の記載内容

企画提案書には、別添「業務委託仕様書」のほか、以下に掲げる事項を盛り込んで記載すること。

(1) 表紙

「企画提案書」と題し、応募者名、応募者連絡先を記載すること。

(2) 企画内容

ア 業務の基本方針

本業務を実施する上での基本的な考え方、コンセプトについて記載すること。

イ 実施体制

委託業務の実施体制、従事者の役割分担等を示すこと。

ウ 県民向け講演会・市町村職員等向け研修会について

- ・講演会や研修会の企画内容(カリキュラムや講師案等)を示すこと。
- ・開催予定の会場を示すこと。
- ・講演会の周知方法を具体的に示すこと。

エ 啓発動画・チラシについて

啓発動画及び4種類のチラシについて、県民に伝わりやすいデザイン案を示すこと。

オ 実施スケジュール

業務実施スケジュールを工程表などで具体的に示すこと。

カ 業務実績

過去に本業務に類似した業務の実績があれば記載すること。

キ その他

本業務を実施する上で、アピールできることがあれば記載すること。

9 委託先候補者の選定

(1) 選定方法

提案事業者の中から、別に定める選定委員会による企画提案書の審査(プレゼンテーション)に基づき、委託先候補者を選定する。

(2) 審査

審査は、別添「委託先候補者選定要領」により採点し、最も高い点数を得た1者を委託先候補者とする。

(3) 企画提案参加に際しての注意事項

① 失格

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格とする。

- ・ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 実施要領等に違反すると認められる場合
- ・ その他、発注者が提示した事項に違反した場合

② 著作権等

企画提案書に含まれるイラスト、写真等に関連して第三者との間に生じた紛争等については、すべて提案事業者が責任を負うこと。

③ 複数提案の禁止

1 提案事業者による、複数の企画提案書の提出を認めない。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え、再提出は認めない。

⑤ その他

- ・ 企画提案書類の作成・提出に要する経費は、提案者の負担とする。
- ・ 提出された企画提案書類は返却しない。なお、これらの書類は委託先選定の審査以外の目的には使用しない。
- ・ 提出書類を提出後、契約締結までの間に提案者が指名停止等の事由に至った場合は、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。この場合において、該当する者が事業実施候補者とされている場合は、次順位の者と手続を行う。

(4) 審査結果

審査結果は、令和8年4月下旬頃を目途に、提案者に対し文書で通知する。

10 委託先候補者の選定後の手続き

(1) 契約の締結

県は、委託先候補者と具体的な委託業務内容等について協議の上、仕様書を確定し、その仕様書に基づき見積書の提出を依頼する。当該見積額が予定価格以下であれば、委託契約を締結する。なお、契約締結に係る諸経費（印紙代等）は、受託者負担とする。

委託業務内容は、委託先候補者が提出した企画提案書をベースとするが、契約協議の過程で県が内容の修正を求めることがある。

協議は、委託先候補者としての順位の上位の候補者から行い、合意に至らない場合は、次順位の委託先候補者と協議を行う。

(2) 契約保証金

委託契約にあたっては、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第169条の規定により「当初委託金額（消費税込）」の100分の10以上の金額を契約保証金として県に納付しなければならない。この契約保証金は契約が支障なく履行されたときは、委託契約期間終了時に全額返還する。また、県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結した場合や、過去2年以内に県若しくは他の地方公共団体と同種及び同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これを全て誠実に履行した場合などは、契約保証金が減免されることがある。

(3) 委託料

事業の実施に必要な全ての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷費、謝金等）を含むものとする。ただし、委託先による会合や飲食費、委託業務とは直接関係ない経費や備品の購入など資産取得となる経費は対象外とする。

(4) 誓約書の提出

契約にあたっては、所定の様式の暴力団排除に関する誓約書を提出すること。

※契約締結後に委託先が暴力団関係者に該当すると判明したときは、当該契約を解除するとともに違約金を徴収する。

1.1 その他

- (1) 応募者が応募資格を満たさないことが判明した場合や、提出書類に虚偽の記載がある場合は、当該応募者はそのことをもって非選定となることがある。また、これにより本県が損害を被った場合には、賠償を請求することがある。
- (2) 選定後であっても、応募者の都合により、記載された内容に大幅な変更があった場合は、非選定となる場合がある。
- (3) 県が提供した資料及びデータ等について、県の承諾がある場合を除き、他への流用を一切禁じる。また本業務により収集した情報等については、委託業務後、県に返還すること。
- (4) 応募書類提出後に辞退する場合は、提案参加辞退届（様式第3号）を提出すること。

1.2 企画提案書等提出先及び問合せ先

福岡県保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課在宅介護・予防係

（担当：松尾・田村）

所在地 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話 092(643)3250

Email k-kaigoyobou@pref.fukuoka.lg